

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (刻印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	390,000千円 H27.3.31まで	H26.12.2 コトマで (同日)	日本側 塚原大貳在ベナン大使 ベナン側 ナジル・バユ・アリフ含・アフリカ統合・外ベナン人大臣	H26.12.4 359号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。